

(メール通知)
5障第1056号
令和6年1月25日

障害福祉サービス事業所・施設
障害児支援事業所・施設

} 設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長

令和6年度福祉・介護職員処遇改善計画書に係る届出期限について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員の賃金改善に活用していただく「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」(以下、「処遇改善加算等」という。)について、加算を算定する事業所は、年度ごとに処遇改善計画書等の届出が必要となります。

通常、令和6年4月から処遇改善加算等を算定する場合は、令和6年2月末までに計画書等の届出を行うこととしていますが、今般、厚生労働省及びこども家庭庁より、別添のとおり計画書等の様式の見直しを予定している旨の連絡がありました。

このため、令和6年4月または5月から処遇改善加算等を算定する場合の計画書の届出期限は、特例として同年4月15日(予定)までとなる見込みですので、あらかじめ御承知おきください。

なお、本県の届出手続きにつきましては、厚生労働省から見直し後の様式等が提示された後に改めてお知らせいたします。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係 福留
TEL 089-912-2424
FAX 089-931-8187